

令和6年度 健診事業実施要項

1 趣 旨

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）の生活習慣病、がん等の早期発見・早期治療及び健康の保持増進に資する。

2 健診事業の種類及び受診対象者

種 別	対 象 者
宿泊ドック	47歳・54歳・60歳
一日ドック	27歳・32歳・44歳・47歳・52歳・54歳 56歳・58歳・60歳・62歳・64歳
一日ドック（強化年齢）	37歳・41歳・50歳
ヤングヘルスチェック	24歳・27歳・30歳・32歳・34歳・37歳 39歳
脳検診	40歳・46歳・51歳・55歳・59歳・63歳
乳がん検診	40歳以上の女性
乳腺超音波検診	39歳以下の女性
子宮がん検診	女性全員
大腸がん検診	40歳以上 ただし、定期健康診断で受診できる者は除く。

- ・ 年齢は、令和6年度末（令和7年3月31日現在）の年齢とする。
- ・ 受診日において、青森支部の組合員の者とする。
- ・ 47歳、54歳及び60歳は、宿泊ドック又は一日ドックのどちらか一方を選択して受診するものとする。
- ・ 27歳、32歳及び37歳は、一日ドック又はヤングヘルスチェックのどちらか一方を選択して受診するものとする。

3 実施健（検）診機関

種 別	実施健診機関
宿泊ドック	公立学校共済組合東北中央病院
一日ドック 一日ドック（強化年齢）	別紙「令和6年度一日ドック／一日ドック（強化年齢）健診機関一覧」のとおり
ヤングヘルスチェック	別紙「令和6年度ヤングヘルスチェック健診機関一覧」のとおり
脳検診	別紙「令和6年度脳検診 検診機関一覧」のとおり
乳がん検診	別紙「令和6年度乳がん検診・乳腺超音波検診・子宮がん検診 検診機関一覧」のとおり
乳腺超音波検診	
子宮がん検診	
大腸がん検診	別紙「令和6年度大腸がん検診 検診機関一覧」のとおり

4 検査項目

種 別	検 査 項 目
宿泊ドック	別紙「令和6年度宿泊ドック検査項目：大腸内視鏡コース又はメンタルヘルス相談コース」のとおり
一日ドック 一日ドック（強化年齢）	別紙「令和6年度一日ドック／一日ドック（強化年齢）健診機関一覧」のとおり
ヤングヘルスチェック	別紙「令和6年度ヤングヘルスチェック健診機関一覧」のとおり
脳検診	別紙「令和6年度脳検診 検診機関一覧」のとおり
乳がん検診	別紙「令和6年度乳がん検診・乳腺超音波検診・子宮がん検診 検診機関一覧」のとおり
乳腺超音波検診	
子宮がん検診	
大腸がん検診	免疫学的便潜血検査（2日法）

5 受診期間

令和6年6月から令和7年3月まで

6 受診の申込み

受診対象者で受診を希望する者（以下「受診者」という。）は、受診通知書（以下「受診券」という。）に記載する案内にしたがって、各自で受診の予約を行うものとする。

7 予約期間

令和6年6月10日（月）から令和6年9月30日（月）までとする。

8 受診できる回数

各健（検）診は、受診期間中1回受診できるものとする。

9 各健（検）診の受診方法

受診する健（検）診機関の案内にしたがって受診するものとする。

10 受診の辞退、日程変更等について

（1）各健（検）診の予約期限（受診券に記載）までに受診予約の手続きをしなかった場合は、今年度の受診を辞退したとみなすこととする。

（2）日程の変更及び予約後の辞退

予約した日程の変更は、受診者が健（検）診機関と交渉することとする。

また、予約後に受診を辞退する場合には、受診者が健（検）診機関に連絡するものとする。

11 受診結果の通知

受診結果は健（検）診機関から受診者へ通知する。

12 健（検）診料及び自己負担金等について

（1）健（検）診料

自己負担金控除後の健（検）診料については、支部が負担する。

（2）自己負担金及び旅費の支給

受診者の自己負担金は下記のとおりとし、当日、健（検）診機関の窓口で支払う。

種 別	自己負担金	旅費の支給
宿泊ドック	15,000円	東北中央病院から 往復交通費の90%を支給 *公共交通機関利用の場合は実費相当分の90% *自家用車利用の場合は別表1参照のとおり

種 別	自己負担金	旅費の支給
一日ドック	8, 0 0 0 円	な し
一日ドック（強化年齢）	3, 5 0 0 円	
ヤングヘルスチェック	5 0 0 円	
脳検診	5, 0 0 0 円	
乳がん検診	5 0 0 円	
乳腺超音波検診	5 0 0 円	
子宮がん検診	5 0 0 円	
大腸がん検診	な し	

（３）その他の経費

受診者が希望するオプション検査費は受診者の負担とする。

14 服務上の取扱い

受診者は所属する県又は市町村等の服務の取扱いに従うものとする。

15 その他

（１）現在、治療中又は経過観察中の疾患等のあるものは、原則として受診できない。

受診を希望する場合は、主治医と相談することとする。

（２）宿泊ドック及び一日ドックの受診者については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、共済組合等の医療保険者に対し義務づけられる特定健康診査を実施したこととする。

（３）脳検診は、心臓ペースメーカー使用者及び体内に磁性体を有する者は申込みできない。

また、閉所恐怖症の者及び腰痛等で３０分程度同一姿勢（仰向け）を保てない者は、検査に支障をきたすため受診できない場合がある。

（４）個人情報については、「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、厳重に保護する。